

気になることがあれば24時間以内にご報告・ご相談を

セーブ・ザ・チルドレンの活動やその関係者による行為で、次のような場合は必ずご連絡をお願いします。

- 行動規範に抵触した場合、またはその疑いや可能性がある場合
- 子ども自身から訴えや相談があったとき
- 虐待や搾取、不適切な言動に発展しかねない問題に気づいたとき

Q 連絡をすると、どうなるのでしょうか？

A 子どもの安全を確認したうえで、対応チームが子どもや関係者のプライバシーなどに配慮して慎重に事実確認を行います。常に子どもの最善の利益を考えて対応し、再発防止にも取り組みます。

「子どものセーフガーディング」通報相談窓口



電話

03-6859-0328

受付時間 平日10:00~17:00



専用メール

japan.safeguarding@savethechildren.org

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-4 山田ビル4F

● 予防に役立てるために、証拠や確信がなくてもお気軽にご相談ください。● 報告することでその人に不利益が生じないよう、報告者が特定される情報や秘密は守られます。● セーブ・ザ・チルドレンの関係者や活動の関与がない案件については、お近くの市町村の福祉事務所などへご相談ください。

セーブ・ザ・チルドレンは、国連から認定された子ども支援専門の国際組織です。「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という子どもの権利を実現するために、日本や世界中の子どもたちのために、子どもたちとともに活動しています。



© Marcela Campos/Save the Children

2023.6



セーブ・ザ・チルドレンの活動に関わるみなさんへ

子どものセーフガーディング 子どもにとって安心・安全な組織・事業づくり

子どもの セーフガーディング とは

関係者による虐待や搾取など、子どもの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す組織的取り組みです。疑念が生じた場合の対応と再発防止も含む包括的なものです。

セーブ・ザ・チルドレンは、子どもたちが心から安心して参加できる活動を目指しています。けがや事故防止といった従来の安全管理だけではなく、不適切な言動により子どもを傷つけたり、信頼を裏切る行為がないよう関係者一人ひとりが心がける必要があります。子どもを尊重し適切な関係性を築くこと、リスクを察知して未然に防ぎ発達に適した空間を作ることは私たち大人の大切な役割です。

この一環として、セーブ・ザ・チルドレンと活動をともにする全ての方々に「行動規範」をご理解いただくことが大事な一歩になります。自らの振る舞いはもちろん、チーム全体で子どもを支える力を高められるよう、ご協力をお願いします。



Save the Children
セーブ・ザ・チルドレン

みなさんに守っていただきたいこと

セーブ・ザ・チルドレンの関係者は公私にわたって行動規範を遵守することが求められています。行動規範とは、期待される行為や禁じられる言動を文書で示したもので、あらかじめ関係者の共通理解を図ることにより勘違いや誤解から守る予防的な役目も果たします。

またその確認手続きとして行動規範への誓約署名をお願いすることがあります。これにより、子どもの安心・安全を担保する大切な仲間であることをお約束いただくこととなります。

Q セーフガーディングは誰が対象ですか？

A セーブ・ザ・チルドレンのスタッフやボランティアだけでなく、契約関係にある外部団体や企業の従業員なども含まれます。また、視察に来られる寄付者や訪問者にもご理解をお願いしています。なおセーブ・ザ・チルドレンの全てのスタッフはその研修を受けています。

Q 活動の様子を撮影する場合に留意することはありますか？

A セーブ・ザ・チルドレンでは、肖像権と子ども保護の観点から、写真や動画撮影に関するルールを設けています。撮影をご希望の際には、現場の責任者に事前にご相談ください。また、子どもの尊厳を傷つけるような画像使用は論外ですが、善意によるものであっても断りなくソーシャルメディアやインターネットをはじめとする広報媒体上に掲載することはお控えください。

セーブ・ザ・チルドレンは子どもたちに約束します

周知

全ての関係者に、子ども虐待や搾取に関わる問題とリスクを知らせ、安全に関する意識を高めます。活動に参加する子どもと家族に対してもこの取り組みを伝えます。

予防

関係者が模範となる行動を取ることで、リスクを減らし安全性を高めます。子どもの権利を尊重し、子どもがより安心して参加できる環境をつくります。

報告

問題が生じたときの手順についてあらかじめ関係者が理解し、懸念を感じた時には速やかに担当窓口へ報告・相談をします。

対応

問題行為がおきたり疑われた場合には、対象の子どもの安心・安全を確保し、問題の解決を図るとともに、再発防止に努めます。

全ての関係者に以下の行為は許されません



しつけや指導と称して行われる体罰も許されません。

- A. 子どもを叩いたり、暴力によって身体的に傷つけたりする
- B. 子どもと性的・肉体的関係をもつ
- C. 子どもを利用する、もしくは傷つけるとられかねない関係性をつくる
- D. 子どもに対して不適切な言葉を使ったり、侮辱的・攻撃的な提案や示唆をする
- E. 子どもが虐待にあいやすい状況をつくる
- F. 不適切な、あるいは、性的なことを連想させる挑発的な身振りや態度を取る
- G. 子どもが自分でできることを必要以上に手伝う
- H. 違法、危険、または乱暴な子どもの振る舞いを大目に見たり、加担する
- I. はずかしめる、自尊心を傷つける、軽視する、見下すなど、あらゆる方法で子どもを心理的に傷つける
- J. 特定の子どもの差別したり、他の子と異なる扱いをしたり、えこひいきをして集団から排除する
- K. 活動に関わる子どもと活動外で個人的に連絡をとる、もしくはとろうとする
- L. 活動に参加している子どもと同じ床(とこ)で寝る
- M. 活動に参加している子どもと同じ部屋で寝る。
ただし、例外的状況かつ事前に上長の許可を得ている場合を除く
- N. ポルノグラフィや過激な暴力を含む不適切な画像、動画、ウェブサイト子どもを誘導しその危険にさらす
- O. 規範違反との疑念をもたれかねないような状況に自分自身を置く



食事や着替え、入浴、トイレなどは、自分でできるよう促すことが基本です。



ソーシャルメディア等を通じて公私を混同した交流からトラブルに結び付く可能性があります。



子どもと2人きりになる状況では、周囲の誤解や子どもに不安を与えないようにする必要があります。



子どもが自分で自分を守る力を引き出すこと(エンパワー)が大切です。

子どもと接する際に以下の点に留意する必要があります

- P. どのような状況が子どもにとって危険なのかを察知し、未然に対処する
- Q. 危険を最小限に留められるよう、計画段階で事業内容や実施場所を熟考し必要な環境を整える
- R. 可能な限り、他者の目が届く場所で子どもと接する
- S. どのような問題提起や懸念も気軽に表明できて話し合えるような、オープンな雰囲気をつくる
- T. 不適切な行為または虐待となりうる言動が見過ごされないように、各々が責任感を持つ
- U. 職員や関係者とどう接しているかについて日ごろから子どもと話し、彼らが気になっていることがあれば伝えるよう促す
- V. 子どもをエンパワーする。すなわち、子どもの権利に関する理解や、何が適切で何が不適切か、また問題が起きた時にどうしたら良いかについて子どもたちと話し合う